

November  
2020

社会保険労務士佐藤秀樹事務所

# 事務所通信

2020年11月号のニュースレターをお届けします。

掲載内容に関してご不明な点等があれば、当事務所までお問い合わせください。

## 2020年11月号

新型コロナウイルス  
感染症に関連する  
助成金の期間延長等

マイナンバーカードの  
健康保険証利用と  
広がるマイナポータル活用

健康保険の被扶養者の範囲と  
収入の基準

子の看護休暇等の時間単位取得の  
対応に向けた実務上の注意点

社会保険労務士佐藤秀樹事務所

香川県木田郡三木町氷上3929-2  
TEL : 087-812-0868 / FAX : 087-812-0877

# 新型コロナウイルス感染症に関連する 助成金の期間延長等

新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という）の感染拡大に伴い、政府は助成金の拡大や新設をして企業への支援を続けてきました。今回、これらの助成金の対象期間等の見直しが行われましたので、その内容を確認しておきましょう。

## 1.雇用調整助成金等の 特例措置の延長

従業員の雇用維持のために雇用調整（休業等）を実施する企業に支給されている雇用調整助成金は、新型コロナへの対応に係る特例措置として生産指標要件の緩和や助成率の引上げ、助成額の上限の引上げ等が行われてきました。また、雇用保険に加入していない従業員を対象とした緊急雇用安定助成金も創設されています。このような特例措置等は、主に2020年4月1日から9月30日における休業に対し行われていましたが、これが12月31日まで延長されました。

なお、感染防止策と社会経済活動の両立が図られる中で、休業者数・失業者数が急増するなど雇用情勢が大きく悪化しない限り、今後特例措置等は段階的に縮小されることも予定されています。

## 2.小学校休業等対応助成金の 期間の延長

新型コロナへの対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話をする保護者（従業員）に対し有給休暇を取得させ

た場合、小学校休業等対応助成金の対象となります。

当初は2020年2月27日から9月30日までの休暇が対象となっていたが、12月31日までに取得した休暇について対象となりました。

## 3.妊婦の休暇取得支援助成金の 要件緩和

新型コロナに関する母性健康管理措置として、休業が必要とされた妊娠中の女性従業員が安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる環境を整備するため、有給の休暇制度を設けて取得させた事業主を支援する助成制度（新型コロナに関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金）が設けられています。

助成金を受給するためには、企業は対象となる有給の休暇制度を整備し、従業員に周知する必要があります。この周知の期限について、2020年9月30日までとなっていたものが、12月31日まで延長となりました。

なお、2021年1月31日までに取得した休暇が助成金の対象となっており、この期限についての変更はありません。

雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金の支給要件の中に休業等規模が設けられており、休業日数（短時間休業を含む）が少ないときにはそもそも助成金の支給対象となりません。緊急事態宣言解除後には、新型コロナへの対策をしつつ経済活動を回復させる動きが進んでおり、休業は継続しているものの、休業等規模要件を満たさないケースも出てきているようです。雇用調整助成金等の活用を検討される際には、この休業等規模の要件にご注意ください。

# マイナンバーカードの健康保険証利用と 広がるマイナポータル活用

2020年9月1日現在のマイナンバーカード交付枚数率は全国で19.4%に止まっています。そこで国は2020年9月よりマイナポイントの付与を開始するなど、マイナンバーカードの普及を促しています。そこで今回は、マイナンバーカードの今後の動きなどをとり上げます。

## 1. マイナンバーカードの 健康保険証利用

2021年3月(※)より、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになる予定です。マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合には医療機関・薬局の窓口の顔認証付きカードリーダーでマイナンバーカードを読み取り、患者の本人確認等が行われることとなります。これに伴い今後健康保険証が廃止されるわけではありません。

マイナンバーカードを健康保険証として利用する際のメリットとしては、主に以下の5点が挙げられています。

- 就職・転職・引越をしても健康保険証として引き続き使える。
- 本人が同意をすれば、初めての医療機関等でもこれまでに服用した薬の情報が医師等と共有できる。
- マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費情報を確認できる。
- マイナポータルを通じた医療費情報の自動入力で、確定申告の医療費控除が簡単になる。
- 限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払が免除される。

従業員にとっては、転職や結婚等のライフイベント時に健康保険証の発行を待たずに医療機関等を受診できることから、今後マイナンバーカードを申請し、利用するケースが増えてくることが予想されます。

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。

## 2. 広がるマイナポータルの活用

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、交付されたマイナンバーカードを用いて利用の申し込みをする必要があります。この申し込みは、マイナポータル(政府が運営するオンラインサービス)により行います。

マイナポータルでは、すでに市町村の子育てや介護をはじめとする行政サービスの検索やオンライン申請、届出ができます。また、外部サイトを登録することでマイナポータルから外部サイトへのログインも可能となり、例えばマイナポータルからe-Taxを利用できたり、マイナポータルとねんきんネットとの連携ができます。今後、マイナポータルの利用は広がっていくことが想定されます。

国はマイナンバーカードの健康保険証利用を促進するために、医療機関・薬局に対し顔認証付きカードリーダーの無償提供をしており、また、それ以外の費用についても補助を出しています。どの程度普及するかは不透明ですが、マイナンバーカードの健康保険証利用により従業員の利便性が向上する面もあることから、従業員には制度の周知を行うとよいでしょう。

## 健康保険の被扶養者の範囲と収入の基準

このコーナーでは、人事労務管理で問題になるポイントを、社労士とその顧問先の総務部長との会話形式で、分かりやすくお伝えします。

健康保険における被扶養者の範囲について従業員の理解が進んでいないようですので、ポイントを教えていただけませんか。



総務部長

承知しました。被扶養者の範囲と収入の基準という2点について、ポイントを確認しておきましょう。まずは被扶養者の範囲ですが、原則として、三親等以内の親族であることが求められます。



社労士

確か被保険者の範囲は、従業員から見て曾祖父母や曾孫、甥や姪まででしたよね。



そうですね。これに加え、配偶者は事実上の婚姻関係も含み、その配偶者の父母や子も含まれます。被扶養者は、従業員（被保険者）に生計維持をされている必要があります。同一世帯（同居して生計を共にしている状態）が求められる人もいます。



生計維持の確認における収入の基準について「配偶者が会社を辞めたから扶養に入れたい」という相談で迷うことがあります。



所得税の扶養親族は1月1日～12月31日までの所得額により判断しますが、健康保険の被扶養者は年間収入で判断します。そのため、被扶養者になる日より前の収入は関係ありません。したがって、配偶者が退職をしてその後の収入がなくなるのであれば、すぐに認定を受けて被扶養者になることができます。



その際ですが、基本手当（いわゆる失業手当）も年間収入に含まれるのですよね？



そうですね。被扶養者の収入の基準は年間収入が130万円（被保険者になる家族が60歳以上または一定の障害者の場合は180万円）未満ですので、1日あたりに換算すると、 $130\text{万円} \div 360\text{日}$ （30日×12ヶ月）で計算し、3,612円未満となります。例えば90日分（年間収入換算で130万円未満）であっても、1日あたり3,612円以上の失業手当を受給している間は被扶養者にはなれません。



なるほど。年間の合計額で判断するわけではないのですね。



はい。また、自己都合で退職したとき等の場合には、2～3ヶ月間、失業手当が受給できない給付制限期間が設けられますが、この給付制限期間に収入がなければ被扶養者となることができます。ただし、1日あたり3,612円以上の失業手当を受給し始めた時点で、被扶養者から外す必要が出てきます。



家族の退職理由とその後の収入の状況は、細かく確認が必要になりそうですね。今後、被扶養者にしたいという申し出があったときには注意するようにします。



### 【ワンポイントアドバイス】

1. 原則として三親等以内の親族が、健康保険の被扶養者となることができる。
2. 1日あたり3,612円未満の失業手当であれば、健康保険の被扶養者となることができる。

# 子の看護休暇等の時間単位取得の 対応に向けた実務上の注意点

2021年1月1日より子の看護休暇と介護休暇（以下、「子の看護休暇等」という）について時間単位で取得できる制度が導入されます。そこでその対応における実務上の注意点をとり上げます。

## 1. 子の看護休暇等の1日分の時間

1日の所定労働時数が7時間30分等、時間単位の整数倍でないこともあります。子の看護休暇等を1日単位で取得する（1日の勤務時間のすべてについて休暇を取得する）ときはこの7時間30分で1日を取得したこととなりますが、時間単位で取得するときには1時間に満たない端数を切り上げて1日分とします。例えば7時間30分の場合に時間単位で取得するときには、1日分は8時間となります。

なお、1日の所定労働時間数が8時間だけでなく、5時間や6時間など従業員によって異なるケースがありますが、この場合は従業員ごとに子の看護休暇等の1日分の時間数が決まります。具体的には1日の所定労働時間数が8時間であれば8時間分の休暇で1日分となり、6時間であれば6時間分の休暇で1日分となります。

## 2. 日によって 所定労働時間が異なる場合

子の看護休暇等は、原則としてパートタイマーでも取得できます。パートタイマーは日によって所定労働時間が異なることがありますが、時間単位で子の看護休暇等を取得する場合には、子の看護休暇等を取得しようとす

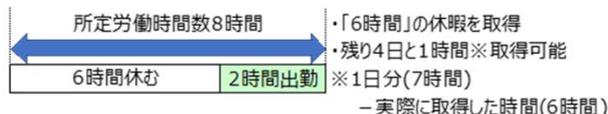
る日の所定労働時間数未満の時間数を取得することとなり、休暇を取得する日の所定労働時間数と同じ時間数の子の看護休暇等を取得する場合には1日単位での取得となります。

例えば1日の平均所定労働時間数が7時間であり子の看護休暇等が5日の場合、以下のとおりとなります。

### ① 休暇を取得する日の所定労働時間が6時間の場合



### ② 休暇を取得する日の所定労働時間が8時間の場合



### ③ 休暇を取得する日の所定労働時間が8時間の場合



### ④ 休暇を取得する日の所定労働時間が10時間の場合



ポイントは、平均所定労働時間数、取得する日の所定労働時間、取得する子の看護休暇等の時間数になるため、日によって所定労働時間数が異なる従業員がいる際には、詳細な管理方法を決めておく必要があります。

遅くとも2020年12月中に、子の看護休暇等を規定している就業規則（育児・介護休業規程等）を変更する必要がありますので、対応においてお困りごとがある場合には当事務所までお問合せください。

# 中小企業の資金繰りに関する情報

年末を迎えるこの時期、新型コロナウイルスの影響もあり、資金繰りに不安を覚える経営者もいらっしゃるでしょう。ここでは、業種別の資金繰りに関するデータと、中小企業向けの資金繰り支援情報をご紹介します。

## 全産業の平均は1.83

2020年版中小企業白書※から、業種別に資本金2000万円未満規模の企業の、固定費と流動性の高い手元資産の比率をまとめると、下グラフのとおりです。

この比率は2018年のものですが、流動性の高い手元資産が年間で生じる固定費の何年分に相当するかを示すものです。

全規模では全産業が1.83ですが、卸売業が3.96と最も高くなりました。資本金1000万円未満は全産業は0.97ですが、卸売業と小売業、製造業が1を超えました。資本金1000万円以上2000万円未満では、全産業が1.54となったほか、製造業と卸売業、小売業が1を超えています。

この比率が低いほど、資金繰りが厳しいと思われる。貴社の状況はいかがでしょう。

## 中小企業向け資金繰り支援情報

年末にかけて資金需要が高まる時期です。以下に、主な資金繰り支援情報をご紹介します。資金調達の一助としてご利用ください。

● 中小企業庁「金融サポート」 (<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/index.html>)

政府系金融機関による融資、信用保証協会による保証などをまとめて紹介するページです。

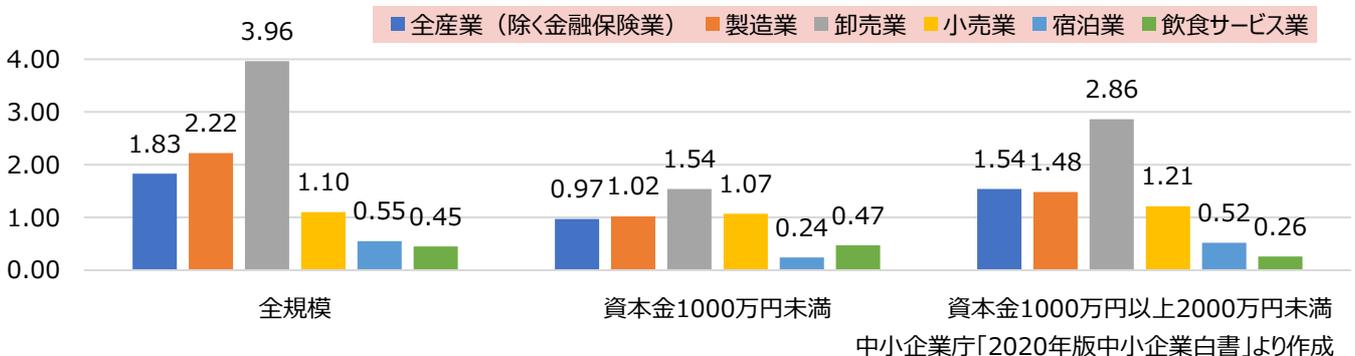
● 中小企業向け資金繰り支援一覧表 ([https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shikinguri\\_list.pdf](https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shikinguri_list.pdf))

個人事業主と中小企業向けに、受けられる支援をわかりやすくまとめています。

● 経済産業省「新型コロナウイルス関連の支援策パンフレット」 (<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>)

資金繰り支援をはじめ、さまざまな支援策が詳しく網羅されています。

固定費と流動性の高い手元資産の比率



※中小企業庁「2020年版中小企業白書」掲載の数値で、以下の算式で求めたものです。

流動性の高い手元資産 (現金・預金+受取手形+売掛金) ÷ 年間固定費 (役員給与・賞与+従業員給与・賞与+福利厚生費+支払利息など+動産・不動産賃借料+租税公課)

[https://www.chusho.meti.go.jp/pamphlet/hakusyoy/2020/PDF/2020\\_pdf\\_mokujityuu.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/pamphlet/hakusyoy/2020/PDF/2020_pdf_mokujityuu.htm)

# 拡大するEC市場と増加する ネットショッピング利用世帯

EC（電子商取引）は成長を続ける市場です。そして、コロナ禍の生活において、ネットショッピングの利用がさらに進んでいるようです。ここではこうした状況を、最新のデータから確認していきます。

## 拡大が続くEC市場

ECには、企業間、消費者向け、個人間の市場があります。2020年（令和2年）7月に経済産業省が発表した資料※1によると、それぞれの市場は拡大を続けており、最新（2019年）の市場規模は下表のようになっています。

2019年の電子商取引市場

	市場規模	伸び率
BtoB-EC（企業間電子商取引）	353.0兆円	2.5%
BtoC-EC（消費者向け電子商取引）	19.4兆円	7.7%
CtoC-EC（個人間電子商取引）	1.7兆円	9.5%

経済産業省「令和元年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（電子商取引に関する市場調査）」より作成

いずれの市場も規模が拡大していますが、前年からの伸び率ではCtoC-ECが9.5%で最も高くなっています。

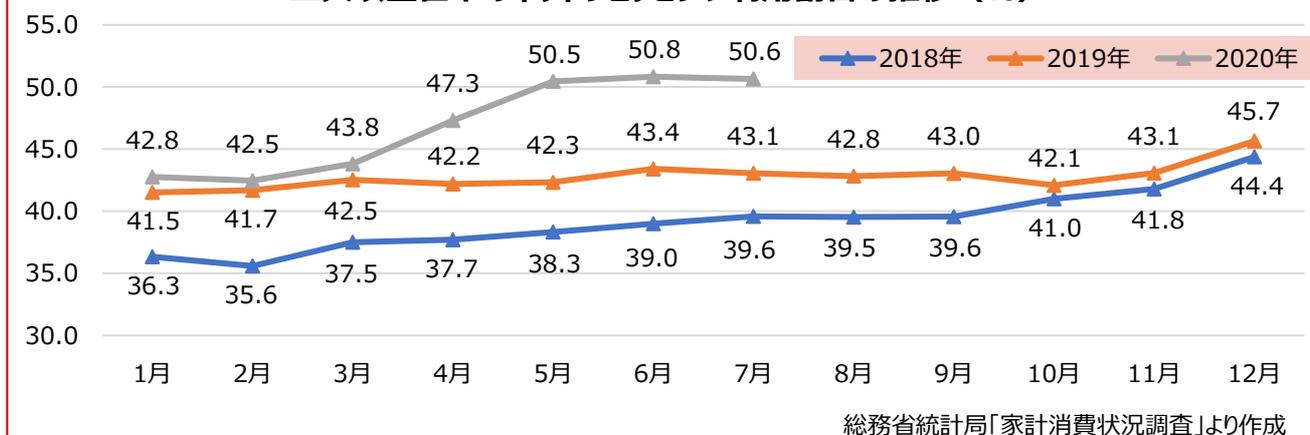
フリマアプリなどの普及が進み、個人間の取引が増加傾向にあることなどから、2020年の消費者向けや個人間の市場規模は、さらに拡大していることが考えられます。

## 利用割合が50%を超える

ネットショッピングの利用状況について、総務省が9月に発表した「家計消費状況調査」※2から、二人以上世帯のネットショッピング利用割合をまとめると、下グラフのとおりです。

ネットショッピングの利用割合は、2018年10月に40%を超えてからは40%台で推移していましたが、2020年に入り4月と5月の2ヶ月で急速に拡大し、5月に50%を超えました。その後も50%台を続けています。今後もこうした傾向は続いていくものと思われます。

二人以上世帯のネットショッピング利用割合の推移（%）



※1経済産業省「電子商取引に関する市場調査の結果を取りまとめました」  
<https://www.meti.go.jp/press/2020/07/20200722003/20200722003.html?from=mj>  
 ※2総務省統計局「家計消費状況調査」  
<https://www.stat.go.jp/data/joukyou/12.html>

年末の行事や年初の備品発注などの準備に追われます。スケジュールの確認を徹底し、もれのないようにしましょう。

2020年11月  
お仕事備忘録

1. 年末調整の準備
2. 年末調整の電子化
3. 年末賞与の支払準備
4. 所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）
5. パート等の年間収入チェック
6. 防火対策

## 1. 年末調整の準備

年末調整については、どこまで段取り・準備をすすめておくかで業務効率が大きく異なります。対象者へ確認する事項、提出してもらう書類も多くあります。

特に今年は、基礎控除・給与所得控除・合計所得金額要件の変更、所得金額調整控除の新設、寡婦（夫）控除の見直し、ひとり親控除の新設等があり、様式も変更されています。

記入に戸惑う方が増えることが予想されますので、年末調整の申告書回収を進める前に、変更点を整理し、従業員からの問い合わせに対応できるようにしておきましょう。申告書の提出忘れや証明書の添付もれなどがないように、回収期限を早めに設け、確認しましょう。

## 2. 年末調整の電子化

今年の年末調整から、これまで書面で提出を受けていた生命保険料や住宅借入金等の各種控除証明書について、電子データによって提供を受けることができるようになります。なお、電子データによる手続きを行うためには、税務署への届出や従業員への周知など事前の準備が必要です。

## 3. 年末賞与の支払準備

今月は、賞与の支給額を決めるための準備があります。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行いましょ。

## 4. 所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）

11月は、所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税第2期分の納付月です。もし、その年の申告納税見積額が予定納税基準額（注）に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額にかかる承認を申請することができます。11月1日～15日（今年は15日が休日のため、16日）までに提出できる減額申請は、予定納税のうち第2期分のみです。

（注）予定納税基準額は、税務署が計算をして事前に納税者へ通知します。この予定納税基準額は所得税及び復興特別所得税の合計額で計算します。

## 5. パート等の年間収入チェック

パートやアルバイト等においては、所得税法上の扶養親族の範囲等で働いていることが多くあります。そのため、年末になってそのまま勤務するとその収入の範囲を超えてしまうため、急に休んでしまうことが懸念されます。今のうちから収入をチェックしておき、年末の忙しい時期になって「人手が足りない」と困ることがないように、調整しておきましょう。

## 6. 防火対策

秋の火災予防運動の時期です。いざというときに慌てないように、避難訓練や非常時の対応方法について周知しておきましょう。

- ・ 消防設備の点検 . . . . . 消火器、非常口、非常階段、避難経路など
- ・ 非常時の対応方法見直し . . . . . 連絡方法、避難対策など

冬にかけて火を取り扱う機会が増えてきます。火の後始末の方法などを確認しましょう。また不用意に、燃えやすいもの等を屋外に放置しないようにしましょう。